

議案第30号	三田市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
農業振興課	ふれあい農園の使用促進を図るため、使用者の要件を拡充するとともに、1区画当たりの使用面積を見直す等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>《改正内容》</p> <p>①使用できる者の拡大（第4条） 市内の事業所に勤務する者、市内に事業所を有する個人及び法人を追加</p> <p>②区画の拡大 15㎡と60㎡の区画を追加</p> <p>③継続使用特典を設ける（他農園との区別化と魅力化） 3年日以降の使用料を9割相当の額とする</p> <p>【施行期日】平成26年4月1日</p>	